

令和6年3月

中札内村議会定例会会議録

令和6年3月8日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上田禎子君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長 山崎恵司君	総務課長 中道真也君
住民課長 山崎副村長兼務	福祉課長 高桑佐登美君
産業課長 尾野悟里君	施設課長 川尻年和君
総務課 山澤康宏君	産業課 安田紀章君
参事	課長補佐

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 植松 菜々美君

◎議事日程

日 程 第 1

一般質問

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月定例会を再開いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（中井康雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解に願います。

それでは、順次、質問を許します。

通告順により、最初に4番木村議員。

○4番（木村優子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、本村における防災対策の強化についてです。

昨年6月定例会で、大和田議員が災害に強い村を目指すための防災体制について、すでにご質問をされたところでございますが、それから半年以上が経過し、今年に入りましてからは大きな災害が起こっておりますので、今一度、本村の防災対策の現状と強化について質問をさせていただきます。

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震、最大震度7が発生し、石川県の発表では、2月22日時点で、死亡者は約240名、住宅被害はおよそ7万5,600棟に上り、496箇所の避難所に約1万2,000名の方が避難されております。

懸命な復旧作業が続けられていますが、地震から7週間余り過ぎてもなお、能登地方を中心におよそ2万1,800戸で断水が続いており、停電している家屋は約840戸となっております。

3月5日の時点では、それからちょっと時間、2週間ぐらい経っておりますので、停電が約650戸、避難所への避難者は約1万400人、断水は1万7,000戸というふうに、少しずつ復旧は進んでおりますが、依然として避難生活をされている方、いろんなご苦労されている方は多いところです。

今回の地震による甚大な被害に心を痛め、災害はいつ、どこで、だれの身にも起こりうることを改めて痛感し、日ごろの備えがいかに重要であるかを再認識された方も多いのではないのでしょうか。

日本における災害は頻発化し、多様化し、激甚化しております。

災害時に、村民一人ひとりのいのちと暮らしを守っていくために、村の防災対策の充実、強化を図っていくことが重要と考え、次の点について伺います。

1点目、ライフラインの確保について。

村における災害時の水、飲料水、生活用水等の確保体制はどうなっていますか。

上下水道の施設と管の耐震状況はどうなっていますか。

避難所におけるトイレ確保の方針は。

通信手段について、災害で固定電話や携帯電話などの通信施設が被害を受けると、安否確認や救援物資の手配に支障が出る可能性があります、その対策は。

2点目、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成について。

2021年から作成が市町村の努力義務となっていますが、作成と運用の状況はどうなっていますか。

名簿に記載されている方の避難先として考えられる福祉避難所に指定されている保健センターと特別養護老人ホーム恵津美ハイツについて、収容人数等に問題はありますか。

3点目、避難所の運営について。

内閣府から女性や子どもの権利に配慮した環境づくりについて明確な指針が出されており、村の地域防災計画にも記載されております。

避難所運営について、例えば男女共同参画推進委員等から意見聴取などを行っていますか。

また、女性の管理責任者などを配置される予定はありますか。

4点目、防災訓練について。

村の総合防災訓練は年1回、9月から10月に大雨洪水災害と地震災害の2つのテーマを交互に開催されています。

十勝管内では、そのほかに、冬期防災訓練を実施している自治体もありますが、本村で行う考えはありますか。

また、今年度新たに行われた職員対象の防災訓練の内容と成果についてお聞きします。

今後の課題などがありますか。

5点目、防災担当者の人員体制について。

本村は専任職員を置かず、現在は防災の主担当者が主事1名、管理職が総務課長1名の2名体制で、他の業務も兼務しながら防災に関する業務を担っていると思いますが、人員を増やす考えはありますか。

6点目、自助、共助を促進する施策について。

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切であるといわれています。

住民の自助、共助の意識を高め、平時から災害への備えを進めるためには、一定の公助による支援も必要だと考えます。

村の総合防災訓練のほかに、村民への啓発活動はどのようなものがありますか。

自主防災組織や行政区、各種団体等に対する支援の内容と利用状況は。

以上についてご答弁をお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 答弁をお願いいたします。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） 防災対策の強化についてお答えいたします。

まず、1点目のライフラインの確保についてです。

本村における災害時の飲料水及び生活用水等の確保体制は、災害の状況、浄水場稼働の可否及びエリアによって異なります。

まず、水道管の漏水などにより断水した場合は、消防機関の応援による水槽ポンプ車や給水タンク車を活用し、配水池の貯留水を飲料水等として運搬し、住民に供給することになります。

防災備蓄品としては、500ミリリットルペットボトル240本の飲料水と貯留水を入

れることができる6リットル用の水袋580個を保管しております。

また、札内川右岸区域に水を提供する南札内浄水場が稼働できなくなった場合、十勝中部広域水道企業団から全量受水を行って配水池へ給水供給を行い、住民に供給することになります。

札内川左岸区域については、水を供給する中島浄水場は、場内の井戸から取水して精製していることから、災害の影響を受けにくい施設となっておりますが、被災した場合は前述のとおり、消防機関等との連携により水の確保に努めてまいります。

続いて、上下水道施設と管の耐震状況についてですが、水道施設は南札内の高区配水池のみ耐震化を進めておりますが、双方の浄水場も含めた水道施設と、ピョウタンの滝近隣地にある取水池から南札内浄水場までの基幹本管については耐震化されていません。

本村全体における給水本管の耐震化率は15.0%程度となっており、現在、水道施設、基幹本管及び給水本管の耐震化を図るため、道営事業として認可申請を行っているところであります。

なお、下水道本管の耐震化率は100%となっており、下水道終末処理施設の浄化センターについては、耐震性能を満たしておりますが、機械機器の設置箇所など部分的な耐震診断が必要と判断しております。

次に、避難所におけるトイレ確保の方針については、断水時でも貯水タンクによる水供給が可能なマンホールトイレを道の駅に設置しているほか、池の水などを活用したマンホール対応トイレも防災倉庫に保管しております。

また、役場庁舎では、地下水を活用したトイレ利用が可能となっており、さらに水の供給が困難な場合や下水道管が使用できない場合を想定し、令和5年度には、凝固剤入りの非常用使い捨てトイレ1,000個を購入しております。

そのほか民間企業との協定に基づき、簡易トイレの供給が受けられることとなっております。

次に、通信手段については、固定電話や携帯電話等の公衆通信回線が不通の場合、中札内市街では停電時でも使用可能な公衆電話が旧役場庁舎前、道の駅、興農会館前の3箇所に設置されております。

また、役場庁舎には衛星電話が設置されているほか、北海道庁や各振興局、全道179市町村を結び情報連絡が可能な北海道総合行政情報ネットワークが設置されており、被害状況や支援要請、救援物資の手配など相互通信ができる体制となっておりますが、住民の安否確認については、対面によらざるを得ないのではないかと考えております。

2点目の避難行動要支援者名簿の作成についてですが、村では、2019年度より作成を始め、令和6年2月末現在、127名の方が登録されております。

今年度は、避難支援関係者となる民生委員へ、各担当地区の要支援者名簿を配布し、その取扱いや民生委員の役割について意見交換を重ねているところであります。

今後は、民生委員が平常時から名簿登録者と顔がつながることを目的として、福祉課職員とともに家庭訪問することを考えております。

また、現在の名簿は作成から数年が経過していることから、登録されている方の情報の更新を行っていく予定としております。

次に、個別避難計画についてであります。

現在、計画作成は努力義務となっておりますが、医療や介護の専門的支援が必要な方から作成を進めております。

今後もケアマネージャーなどの専門職と民生委員が同伴で訪問するなどして、順次、作成

していく予定であります。

福祉避難所の選定にあつては、多目的トイレの設置やバリアフリー化されている施設を避難場所としています。

災害による甚大な被害で避難者が多数出た場合には、施設の収容人員数に限りがあることから、福祉避難所に限らず、避難者の状況に応じて、村内の公共施設等を避難所として活用することも想定しております。

次に、3点目の避難所の運営についてです。

避難所における女性への配慮については、男女共同参画推進計画において、委員の意見をいただき策定してきており、平成27年度から始まる第2次計画から防災分野における女性の視点や知識を生かした避難所運営と被災者支援について規定し、運営組織に女性を含めることや、トイレの男女区分、更衣室の設置等を避難所運営マニュアルに定めております。

また、中札内村防災会議委員には、2名の女性委員を選任し、地域防災計画改定時等に意見をいただいております、今後も意見聴取に努めてまいります。

女性の管理責任者などの配置については、避難所生活が長期化することが予想される場合、避難所運営は職員だけでは不足となり、避難者が避難所の運営主体となることもありえます。

内閣府指針において、避難生活では女性にとっても、男性にとっても人権の尊重が必要不可欠で、男女両方を配置することとされているため、マニュアルの中でも、運営委員の選任にあたって女性を含めることとしております。

また、過去の避難所の開設の際には、女性職員を配置し、女性避難者に配慮した対応をしているところであります。

次に、4点目の防災訓練についてです。

能登半島地震の発生により、冬期の災害対応の難しさが改めて浮き彫りになったところでもあります。

過去にも令和元年度に他町村で開催された厳冬期訓練に参加しておりますが、今後も継続的に知見を得るよう努め、独自訓練が良いのか、広域的な実施が良いのかを研究しながら、災害対応力を強化してまいります。

また、今年度新たに行われた職員対象の災害対策本部訓練の内容と成果については、災害図上訓練DIGでは、班ごとに全村図を使い、河川などの地域特性や避難所等の位置などを図上に記載することにより、村の危険箇所の把握と職員間の情報共有が図られました。

また、主査職及び管理職等を対象とした水害想定に基づく応急体制訓練では、台風上陸を想定し、時系列ごとに提示される警報などの条件付与に対して、防災各班が具体的な対策を検討するなど、各課等における職員の役割がより明確となる実践的な訓練となりました。

また、若手職員を対象とした避難所開設訓練では、備蓄資材や避難者受入れ手順の確認を行ったほか、段ボールベッドやプライバシーテントを組み立てる基本作業を確認しております。

今後の課題点といたしましては、職員の資質向上と災害対応力の強化を図るため、テーマや参加者を変えた継続的な訓練が必要であること、また、訓練から学んだ課題、問題点を防災マニュアルへ反映し、いかに実践に生かしていくかにあると考えております。

次に、5点目の防災担当者の人員体制についてです。

以前の一般質問でもお答えしたとおり、防災に係る専任職員の配置以上に、全職員が災害を自分事として捉え、真の意味で組織横断的な防災体制を構築することが肝要です。

村政執行方針でも触れましたが、複雑な社会課題に対応するために、役場がチームとして

有機的に機能するようなマネジメントに努めてきており、災害対応についても同様であります。

引き続き、専門的知見を持つ国や道などの関係機関、電力会社をはじめとする民間企業とのネットワークを強化し、専門人材の補完を図りながら、中札内村の防災力を高めてまいります。

次に、6点目の自助、共助を促進する施策についてです。

今年度は、広報9月号に防災の日として、ハザードマップや家庭備蓄品の備えについて特集したほか、消防署との連携による防災コラムを広報紙に掲載し、啓発活動を行っております。

また、各種訓練や機材の点検など防災に関わる行政の様々な動きは、つぶさにSNSで情報発信し、継続的な意識の高揚に努めております。

次に、自主防災組織や行政区、各種団体に対する支援では、防災用品購入事業として、行政区での自主防災組織の設置と災害時に必要な物品の購入に対して、これまでに5行政区で助成を行っております。

また、行政区による防災講話や防災訓練などの防災推進活動を、今年度より新たに特別活動交付金の助成対象に加え、これまで4行政区、7回の助成を行ってきております。

今後も公助となる財政面での支援を通じて、自助、共助の意識を高める防災実践活動の促進を図りながら、地域の防災力強化に努めてまいります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） では、いくつかの項目について再質問をさせていただきます。

まず、1点目のライフラインの確保についてです。

今回の能登半島地震に関する報道においては、もっとも耳にして苦勞されているというふうに感じたのは、水の確保についてでございます。

ご答弁では、災害地域や施設の被災状況等に沿って説明をしていただき、防災備蓄品や消防機関の連携で配水池からの運搬等により、水の供給について理解をいたしました。

また、本村の水道施設や水道管が被災した場合も中部広域水道企業団から給水の配給と消防機関の連携で水が供給されるというイメージは、ご答弁からできました。

そして、やはりこういった整備はされてはいるのですが、各家庭での備蓄も含め大変大事であることを再認識したところです。

そのあたりはやはり村民の方への啓発も継続的に行っていくべきだと感じております。

十勝管内の自治体の水道、簡易水道の施設や管の耐震化率の状況につきましては、先月、新聞報道などでも記載されておりました。

傾向としては、簡易水道は低水準ということで、本村全体の給水管の耐震化率が15%というご答弁で、そこがちょっと気になるころではございますけれども、道営事業で認可申請を今行っているということですので、認可がおりましたら速やかに耐震化を進めていただければと思います。

下水道の管については、耐震化率100%ということで、浄化センターも耐震性能を満たしているということでご答弁聞いて安心したところです。

記載のとおり、必要に応じて、部分、部分での耐震診断を続けていただきたいと思います。

次に、避難所におけるトイレの確保についてです。

能登半島地震でもかなり話題になっていますけれども、トイレを我慢したり、トイレに行きたくないとして水分を取らずに生活し続けると、感染症のリスクや脱水症状を引き起こしたりして、災害関連死につながる危険性があります。

被災者の日々の体調に直結するケースも多いとされております。

ご答弁の中では、マンホールトイレが道の駅に、また、池の水などを活用したマンホール対応トイレが防災倉庫に保管されているということでしたが、まず、池の水等を活用したマンホール対応トイレは、村内のどこに何箇所ぐらい設置が可能だと想定されているのか。

これについてお伺いをいたします。

また、道の駅については、避難所として大人数を収容することは難しいと考えます。

防災計画の中でも、収容人数は30名程度という想定になっておりました。

これは、この近くの指定避難所を小学校とか中学校になると思うのですが、そこからトイレのために移動するというのもちょっと考えにくいので、車で、例えば、道の駅に避難された方が避難生活を送る場合を想定して、道の駅のマンホールトイレを使用するというような考え方なのか。

そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） マンホールトイレの関係でお答えさせていただきます。

まず1点目の池の水等を使ったマンホールトイレの箇所数なのですが、具体的には何箇所という謳い方ではなく、通常、公共施設や何かですと、下水道の点検枡というのがありますが、例えば、トイレが詰まった時にそこから水を通すために修繕を行う枡というのがありますが、基本的にはそういった場所にトイレを設置する場合がありますし、あとは道路にあるマンホールみたいのにするケースもあります。

ただ、通常、マンホールトイレは下水道の管がつながって、管が使用できる場合は、その管がつながっている箇所に設置するというのが基本になりますので、そしてトイレを、マンホールの蓋を外して、そこに置いて、上流のところから水を流し込んで流すという形を取ります。

例で言いますと、中札内小学校で言いますと、小学校のところに池ありますので、そこで水を汲んで、例えば、保育園との間の道路のところのマンホールを外して、例えば、通行止めにして、そこに便座を置いて、その上に上屋を置くみたいな、そういった使い方をしていくものとなっております。

ですので、何箇所というか、枡のあるところでは基本的に使用できるというものです。

ただ、正規のマンホールトイレですと、枡の大きさがある程度、300ミリメートルとか450ミリメートルぐらいの大きさが道の駅とかに設置されているものはそうなのですが、実際、点検の枡ですと、ちょっと一回り小さいものですから、200ミリメートルとか、そういった大きさになりますので、ちょっとその辺は便座から排出物が漏れないような、ちょっと工夫は必要かなとは思いますが。

それから、2点目の道の駅のマンホールトイレは、車で避難した方のためのものかということのご質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、特に限定するものではありませんけども、近くの、主にはやっぱり車で避難されたとか、そういった方に使っていただくのが主ではあると思えますけども、別に住民の方が道の駅に行って使っていただくということは可能ですので、限定するものではないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

道の駅のマンホールトイレは限定されているということではないというのはわかってはいたのですが、使用する想定としてどういう考え方なのかというのをちょっとお聞

きしたかったので、そこに行くことができれば使用できるという、そういう考え方だということに理解をいたします。

あと、例えばで、小学校の池というお話が出たのですけれども、ちょっと私もきちんと調べていなくて申しわけないのですが、小学校の池というのは常時水が出ている状況なのでしょうか。

何かそういう認識がなかったもので。

ちょっと確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 小学校の池の関係ですけれども、大もとは地下水になっていますので、その水を利用しての使用となると思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

地下水が出て、冬の間は水を抜いているようなイメージだったので、地下水を入れるという事で水を貯めるという、そういう仕組みになっているということですね。

理解しました。

ありがとうございます。

自治体によっては、マンホールトイレについてなのですけれども、自治体によっては指定避難所の敷地内に計画的にマンホールトイレを設置しているというところもあるのですけれども、これは後から設置するということが可能なのか。

また、今後設置していくような計画があるのかどうかについて伺います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 道の駅のマンホールトイレも、実際は後付けでやっておりますので、基本的には後での改修というのは可能になっております。

それから、マンホールトイレの設置の計画ですけれども、今のところちょっと、現段階ではないというのが実情でございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

なかなかトイレの確保をどうしていくかというのは、今後の自治体の防災体制の課題になっていくのかなというのは、報道なんかを見ても感じるところでございますけれども、民間企業との協定に基づいて、簡易トイレを、供給が受けられるということでご答弁をいただいております。

それで十分な数が確保できるかということで、それで難しかったら恐らくマンホールトイレの設置を後付けで考えると、いろいろ対策を取らなうのですけれども、今のところは現状の対策で十分な数が確保できるという想定でお考えなのかどうか。

それについて伺います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） トイレの必要数が確保されているかということのご質問だったかと思ひます。

基本的には、マンホールトイレの数、マンホールも基本的には下水道管が使えなければ、要は汲取式のトイレみたいな形で利用する形にもなりますし、それは究極の段階だと思いますけれども、水があるのであれば、通常、下水道も生きていれば、水さえあればとりあえず便器に流せば流せるということもあります。

本当に水も使えない、下水道も使えないといった場合には、答弁の方で記載をさせていた

だいていますけども、凝固剤入りのトイレを便座に設置してトイレを利用していただくという形になろうかと思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

凝固剤入りの非常用使い捨てトイレ1,000個ほどご購入されたということで、今年度購入されたというご答弁だったと思いますけれども、実際ほかの自治体で消防団に入っている方のお話なんかを伺うと、非常用備品で備蓄はされているのですけれども、実際使うとなるとなかなかすぐに設置して活用するというのが難しいので、やはりそれを使う訓練をする機会を設けた方がいいというふうにおっしゃられておりました。

まだ買ったばかりというか、今年度購入なので、実際に使用されていることは、もしかしたらないのかなと思うのですけれども、今後、防災訓練なんかの時に、例えば、各参加された方に、本来であれば自分のところにもそういう備蓄品を購入していただいて用意していただくというのが理想なのですけれども、こういったものがありますよということで、防災食と一緒に、例えば、配布して、実際にお家で使っていただくというようなご提案があってもいいのかなと思いますので、そちらについてはご検討をいただければと思います。

あと、今、結構話題になっているのが、自走可能なトイレカー、あと、自動車で牽引して輸送するトイレトレーラーについて、かなり報道もされております。

新聞記事によると、十勝管内の19市町村では、帯広市がオスメイト、身障者対応移動式トイレを所有するのみで、災害利用目的のトイレからトイレトレーラーを持つ自治体は、道内で見ても沼田町の1件ということで、なかなか普及が進んでいないというか、その理由は、ちょっと、トイレカー、トイレトレーラーの値段がかなり高額で、1,000万円から2,000万円程度かかるというような記事がございました。

企業によっては、緊急減災防災事業債を使えば、あと7割は負担を軽減できて、3割ほどはふるさと納税型のクラウドファンディングで、1自治体でも配置が可能ではないかというような記載がございましたけれども、例えば、中札内でそういった考えがあるのかどうか。

あと、帯広市の企業さんで4台所有されているところがあるのですけれども、災害時の現場や避難所などに協力する姿勢ですというふうに記事にも書かれておりますけれども、そのような情報共有はされて、例えば、依頼するような予定があるのかどうか。

その辺りお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今のご質問、トイレの関係で、トイレカー、この報道というか記事は私も読みました。

それを読んだ瞬間は、各町村に1台ぐらいあってもいいなって、単純には思いましたけど、言ってみれば高額さ含めて、結果的にはその1台で足りるのかっていう問題はきっと付いてまわると。

これは1自治体でフルスペック用意すべき問題かというところにやっぱりちょっと頭がやっぱりいきました。

そういう面でいけば、各支庁管内ですとか、道内であれば、その支庁管内ごとに複数台を所有し、それを必要なところに配備する。

災害の規模によっても全然これは違ってくると思いますけれど、そういった要請を上げるというのが現実的ではないかと。

緊防債借り入れて、確かに交付税措置7割ですから、補助金7割で入れることは可能ですけど、結果的にそれを保有していて、どれだけの頻度で使うかといったら災害の数というこ

とになりますから、災害はない方がいいわけで、ほかでも使うことはできますけどもね、イベントとかそういう面では。

そういう面でいけば、広域的な導入を図って、広域的に使うというのが、やっぱり理にかなっているのではないかなというふうに考えるところであります。

帯広市内の民間企業で保有しているって、そこに対してアクションを起こしているわけではありませんけれど、これまで建設業界さんですとか、建設機械のリース会社ですとか、そういったところとは協定を結んできておりますので、そんな中で、貸出が、提供が可能かどうかというのは、ちょっと今後検討課題かなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

ぜひ、十勝町村会などで、道もしくは国にまずは要望するというような可能性もやっぱり考えていただきたいなと思いました。

では、次に、通信手段について、ご答弁の中で、役場庁舎には衛星電話と北海道総合行政情報ネットワークが設置されているということで、相互通信ができる体制であるというのはいわかりました。

ただ、停電時でも使用可能な公衆電話があるのが3箇所、村内にですね。

あるというところで、これは私自身もこの記載を読んで、そういえばそうだったというふうに、なかなか普段生活していると気付かないという方もいらっしゃるかなと思いますので、例えば、防災の日の特集とかの時に、ちょっと記載をしていただくような工夫があっても良いのではないかと思いますので、そちらの方の検討をお願いしたいと思いますし、やっぱり災害時にはスムーズな情報伝達というのが生命を守るのには不可欠だと思いますので、それへの通信体制、連絡体制の強化をやはり図っていただきたいなというふうに思います。

では、次に、2点目の避難行動、要支援者名簿の作成についてです。

6月に大和田議員が一般質問された際には、名簿の整理と情報提供の同意の確認、あとは民生委員さんや社会福祉協議会とどのように情報共有していくかというのを、検討段階だというようなご答弁で、今はきちんと名簿が作成されて127名の方が登録されているということ。

また、民生委員さんに、各担当地区の要支援者名簿を配布して意見交換を行っているということで、この半年ぐらいの間にかなり状況が進んでいるなということで確認して安心したところですけれども、また、個別避難計画についても作成をしてくださっているということで、着実に進めてくださっているなという印象を受けたところです。

民生委員の役割として、意見交換されているということなのですが、災害時は民生委員さんに名簿を渡して、具体的にどのようなことをしていただく、どのようなことで動いていただくというのを想定されているのかというのをここでちょっと確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 今、民生委員さんと協議を重ねている段階ですので、今、確認しているところをちょっとお伝えしたいというふうに思います。

まず基本的に、災害時、東日本大震災の時もそうでしたけれども、民生委員さんも巻き込まれて亡くなるということもありましたので、今、考え方としては、基本的には民生委員さんは自分と自分の家族の身を守ること、安全を確保するということが最優先ですねという確認をまずしております。

また、災害時の電話や訪問による安否確認というのも、義務ではなくて、可能な範囲で、

自分のところが安心できたなら行ってほしいということで話をしています。

また、避難行動要支援者名簿にお名前がない方であっても、気になる方ですとか、危険な環境にいらっしゃるのではないかなというふうに気付いた方がいらっしゃいましたら、福祉課の方に連絡をいただければというようなお話をさせていただいております。

今現在、名簿の作成、令和元年から取組んでおりますので、もう大分年数経っております、登録された方についても、ちょっとどうだったろうかというふうに思われている方もいらっしゃるのではないかなというご意見も、民生委員さんの中の協議の中で出てきましたので、この4月から、過去に同意いただいた方含め、再確認ということで、手続きをもう一度していくということと、できれば民生委員さんと一緒に訪問をしたり、民生委員さんがつながりのある方は民生委員さんに行っていただいたりして、平時から顔つなぎをして、何かの時に対応できるように共有していけたらいいかなというお話をしているところです。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

民生委員さんもしろんな役割されておまして、災害の時にもこういったことでご協力いただくの大変ありがたいことなのですけれども、災害時に実際に避難を支援するのは、もちろん民生委員さんは確認をする作業などはあるのでしょうけれども、行政職員だけではなくて近くの住民のケースが多いと思うのですね。

行政区内で近くの、ご近所の方がやっぱり声を掛け合って助けるという。

いろんな大きな災害でも、助けられたのは案外近所の人で、それで被害が最小限に済んだというようなお話よく聞くとおもうのですけれども、やっぱり実際に避難活動するのは自主防災組織であったり、隣近所の方だったりということになりますので、そういった組織や行政区長さんへの情報共有というのは、今後やっぱり重要なことというふうに思うのですけれども、現段階では、名簿なんかは、あとは計画ですね、どのように考え、今後どのように進めていく予定があるのか。

もし、今のところで予定があるものがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 自主防災組織、行政区の方との連携というところも必要になってくるのかなというふうには想定をしておりますけれども、現段階では、やはり役員の方が次々交代をされていくですとか、守秘義務の関係もありますし、防災の活動の取組みにもいろいろな活動、それぞれの活動の違いというものもありますので、今すぐ名簿を共有していくということはちょっと難しいのではないかなというふうに、今の段階では考えております。

まずは民生委員さんですとか、あと、社会福祉協議会とも今、情報共有をし始めてまして、社協の方でいろんなサービスを利用されている方については、社協で対応していただくですとか、村内の介護事業者の方とも、少し情報を共有し始めておまして、利用されている方は、そちらの方で避難の援護も含めて対応いただけるかどうかというところも、今ちょっと話をしているところです。

自主防災組織については、次の段階かなというふうに思っていますので、今、まずやれることは、先ほど述べたところから進めていきたいというのが担当課の考えでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

名簿がなくても、行政区内で助け合うという意識はやっぱり必要ですので、その中でも、なかなか行政区に入らない方とか、あと、コロナ禍があったせいで、行政区としての交流な

んかが段々薄れていってしまっているという現状もあるので、そこを補うには、やっぱり名簿という存在も必要かなということで考えておりましたので、今後も、段階によって、必要に応じて進めていっていただければと思います。

次に、福祉避難所の選定と収容人数について伺いたいと思います。

現在、避難行動要支援者名簿については127名の登録ということでしたけれども、利用の可能性のあるのは、名簿のある方だけではなくて、高齢者や障がい者、あと、妊産婦さん、乳幼児さん、あと、ちょっと病気で感染されている可能性がある方というのも福祉避難所に入ってくるというふうに想定があるということになりますけれども、収容人数は、想定では60名程度というふうに計画ではなっていたのですよね。保健センターの方ですけれども。

恵津美ハイツもほとんどが利用者で埋まっているであろうということを考えると、やはり足りないのかなというふうに感じています。

村内の公共施設を避難所として活用することを想定されているというご答弁でしたけれども、例えば、この人数が避難してきた場合、ここだというふうに予め割り振りを考えられているのかどうか。

まだそこまでは考えられていないけれども、今後検討していくのかどうか。

また、そこに配置される人員ですね。

今、福祉避難所に行けない高齢者が増えて、1.5次避難所というところに高齢者がとても集まってしまって、そこで介護とか支援をする人手が足りないというのが、能登半島地震で、報道でよく言われていることです。

避難してきた方を介護したり支援する人員も、実はそこで必要になってくるということでも、その人員配置についても、計画的に考えていかなければいけないのかなというふうに感じているのですけれども、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 福祉避難所については、現行、2箇所、保健センター含めて2箇所ということで、そこで受け入れる人数に対応する職員の配置はという点では、ある程度2箇所であれば、1箇所については、民間の法人さんの施設を活用したりということも当然想定されていますので、実際にはお手伝いをいただくというところはあるのかもしれませんが、それが被害の状況によってもっと必要だということになった時には、他の公共施設の中に、やっぱり職員を配置できる限りは配置をした状態で振り分けるというのはちょっとありえるかなと。

ただ、人員の配置まで今の段階で想定しているかということになると、言ってみればその該当する専門家が足りていないわけではありませんので、今現在でそこまでを割り振りまでも、職員の配置も含めて割り振るまでを想定しているものではないということでございます。

ただ、通常の公共施設の中でも、これまでもそうでしたけれど、例えば、和室の部屋にはできるだけお年寄りを、1階の和室にはこういった方々を。

例えば、コロナの時もそうでしたけども、どうしても隔離状態にしなければならないとい

うことであれば、そういう部屋数がある程度ある施設をと、それはケースバイケースである程度避難所を選定していくしかないかなと。

避難所を運営するにあたって当然のように人員配置必要ですので、全避難所を開放ということに、当然なれば、人員の配置も薄まぐ可能性あります。

そういった面では、避難された方に運営の面で協力いただくというのは当然あるわけで、そうなれば、専門職、例えば、介護だとか看護師さんだとか、そういった専門家を配置するのも、もしかしたら薄まきになる可能性も想定されるかなというふうには思います。

今のところそこまでの人員配置を考えているわけではないということですね。

一般の公共施設まで拡大した場合には、ということであります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

今、指定している福祉避難所については、支援する人員も含めて、想定はもうすでにされているけれども、公共施設まで避難所が拡大した場合については、今後検討していくということ。

それほどひどい災害が起こらないことを本当に祈るばかりではあるのですが、やはりその辺りも計画的に想定していくという必要はやはりあるかなと思いますので、そこもちょっと考えていただければなというふうに、今、感じました。

次に、避難所の運営についてです。

避難所における男女の人権の尊重と配慮については、ご答弁にもあったように、きちんとマニュアル化され実践されているということで理解をいたしました。

避難所の運営についてはわかったのですが、備蓄品などについてはどうでしょうか。

以前、予算審議の時に私も防災備蓄品に女性用の生理用品がなかったので、その整備について質問させていただいた時に、すぐに対応していただいたという経緯があるのですが、計画や運営マニュアル作成にはそういう男女共同参画推進委員さんとか、女性の防災委員さんとかという方が関わっているということなのですが、防災用品備蓄品リストの内容などについても、そういった方からご意見をいただいているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 女性用の生理用品の備蓄の関係ですが、こちらについては、特に意見をいただいて準備したということではなくて、やはり女性の方への配慮ということで、村側の方で人数を想定した上で備蓄に至ったということでございます。

特に意見をいただいて動いたということではございません。

それから、備蓄のリストの見直しも、今、全体的に食料の備蓄ですとか、飲料水の量だとか、その辺についても、今日たまたま新聞報道でも出ていましたけども、福祉施設に定員60名のところに200人の方が行って、お米が足りなくておかゆを出したとか、そういった記事も今日出ていましたので、やっぱり村の方も備蓄品、先ほどのトイレの話もそうですが、適正な数があるのか。

ちょっとどこまで用意するかというのはありますけども、ちょっとその辺の数についても、今後ちょっと検討、調整していきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 備蓄品に関しては、内容なんかも検討するということで。

ちょっと聞きたかったのは、そこに女性の意見がどれぐらい反映されているかというそ

こなのですけれども、場所によっては、やっぱり授乳室など必要だということもありますし、あと、全部の自治体ではなくて、なかなか進んではないようですけれども、赤ちゃん用のミルク、粉ミルクとか液体ミルクなんかを備蓄の中のリストに加えている場所もありますので、そういった、うちの場合はちょっと防災用品の備蓄のものを見ると、中には入っていなかったのも、そういったものも、女性の視点から、例えばご意見いただくというようなことも必要かなと思いますので、その辺りをどうかということで、ちょっともう一度確認させてください。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今、ご提案いただきました乳児対策等、女性の声の反映ということでの話かと思います。

今後、備蓄品の関係ですね、例えば、男女共同参画推進委員の皆さんに一度そういった視点で備蓄品、こんなものが今、村ではあるのだけでも、こういったものが不足しているのではないかというのは、ちょっと会議の場で意見伺う場面、ちょっとつくっていききたいなというふうに思いました。

○議長（中井康雄君） 途中でございますけれども、休憩をしたいと思います。

午前11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

木村議員の再質問からお願いいたします。

○4番（木村優子君） それでは、再質問を続けさせていただきます。

次に、防災訓練について何点かお伺いします。

冬期訓練についてのご提案だったのですけれども、冬期災害訓練は独自訓練と広域的な実施がいいかどうかというのを検討したいというご答弁でしたけれども、広域的な実施というのは他の自治体と合同で例えば行うという意味か、他町村の厳冬期訓練に参加するという意味なのか。

その辺りをちょっと確認をしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 広域的なという表現使わせていただいたのですけれども、基本的には他町村で実施しているそういった冬期の防災訓練などにも参加を検討していきたいという意味での答弁とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 他町村で行われている厳冬期訓練に参加するということで、参加されるのは職員さん、役場職員が参加ということなのかなというふうに、今のご答弁で理解したのですけれども、今年度、報道にも出ていましたけれども、十勝管内では2の自治体ですね、冬期訓練が行われて、これは総合防災訓練とは別で毎年実施をされているということで、どちらも避難所で宿泊を体験できるような内容、日帰りで訓練に参加する方、宿泊も体験する方と、公募で住民の方から参加者を募っております。

結構な人数の住民の方が参加していて、もちろん住民の方と役場職員、消防、福祉関係者、

あとは防災マスターなどの訓練に協力していただける方も含めて行われている自治体では80人から100人規模の参加者で実施をされているということでございました。

訓練場所も、毎回同じところでやるのではなくて、指定避難所となっている場所を網羅できるように、毎年変えながらそこで訓練を実施されているというふうに、実施した自治体の方にお伺いしたのですけれども、冬期間は被害も甚大になることが予想されますので、私としては、実際の避難所の生活を住民の方に体験していただくような、住民参加型の訓練を行うのが良いのではないかとというふうに考えておりまして、実際にその冬期訓練に参加された方の感想は、かなり大変だということでしたけれども、寒さや備蓄しておくものとか、公助として必要な整備品であるとか、いろいろな気付きがあって大切な機会だということで、感想を実際お伺いしておりますけれども、本村でも毎年とはいかなくても、隔年などで実施する必要があるのではないかと。

やはり住民の方に参加していただく機会を提供してはどうかというふうに考えておりますけれども、再度、この辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 最初の答弁のところでもありましたけれども、本村の職員についても、他町村でやった冬期開催の訓練に参加しました。

何年か前ですけど。

できれば、うち独自でそういう冬期間の避難所訓練、やるというのも一つの方向なのですが、まずはその辺の知見、職員の方も得た上で、そういった他町村でのやつに参加することで知見を得た上で、独自でやるのが協力を得られるのかとか、そういった方向でちょっと検討してみたいなと思っています。

1回目の答弁も、独自でやるべきか、広域的な取組みに参加するべきかという答弁ですので、それを検討してみたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

まずは職員さんが参加して、体験をして知見のもとで検討をする、住民の方の参加型も検討するというところで理解をいたしました。

ちょっと防災訓練のあり方について、少し住民の方もご意見いただいているので、ご質問するのですけれども、村の防災訓練、総合防災訓練ですね、そちらでは村民向けの講話でしたり、消防訓練の展示でしたり、消防訓練の様子をみんなで見たり、避難所運営等を体験したりとか、いろんなことをされています。

令和4年度からは、村内の各学校からも児童生徒さんが参加して、小学生でもできる防災グッズを作成したり、避難所のD oはぐの運営体験をしたりというふうに、いろいろ工夫はされていて、外部の関係機関とのブースで体験学習を行うなどのいろいろ参加者も人数も多くなって、内容も多様になってきて、充実はしてきているのかなというのは感じているところなのですけれども、その一方で、村民の方からお聞きするご意見としては、もっと村民向けの講話や展示だけではなくて、住民の立場からの訓練というのが必要ではないかと。

特に行政区単位でとか、総合防災訓練に行く前に、自分の行政区から避難路を歩いて一緒に行くですとか、避難所に行くまでの避難訓練、あとは、自分たちが住む地域での、個別と言ったらあれなのですけど、地域ごとの避難訓練、そういうのが必要ではないかというご意見は結構いろんな方からいただいております。

ちょっと後の自助、共助の部分の啓発についてもちょっと関わってくるところですので、そちらの方先に質問させていただきたいのですけれども、以前、村長と災害のことについて、

年始の対談で記事になっていましたけれども、村民の方でも、避難所を開設してくださるのはありがたいし、総合防災訓練を見たりして、そういう知識を得るのはとても大事なことでけれども、今言ったように、自宅からの避難所への行き方に不安がある。

あとは家族でどういうふうに、どこに集まって、避難経路を実際に歩いて確認するという、そういう作業がもっと必要になっていうことでお話がされておりましたので、その辺り、行政としてどういうふうに支援していくという考えがあるのかについて伺います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 各行政区等で避難所に行く前の段階での活動の必要性というか、そういった関連したご質問だったかと思います。

もちろん避難所が開設される前に、どうしても、例えば、地区の公会堂に一時的な避難をするというのも常に日ごろから行政区内とかで、そういった活動をしていなければ、いざという時、そういった行動やはりできませんので、やっぱり行政側としても働きかけは必要だと思っていますけども、やはり行政区とかで、例えば、何か行事のある時に、防災の講話を地区でお話聞いていただいたりだとか、あとは、今年度、職員対象にDIGという災害のシミュレーションをする訓練もやっています。

これやると、本当に現実的にどう動いたらいいのだというのが、本当に職員も割と具体的にわかりやすいものでしたので、例えば、こういったものを地区で、こういった場合にはあそこに手助けが必要な方がいるので、そういった人に声掛けて、向こう三件両隣ではないですけども、そういった方の確認を行政区内でしていただくとか、そういった何かつながりを進めるような、行政としても働きかけをしていければなというふうには思っています。

私も議員おっしゃるとおり、そういった活動の必要性というのは同じように大事なことでなという認識しておりますので、そういった周知も含めて、こういったのがあるよという具体例も示して、行政区さんの方にも、ちょっと広報というか、そういった働きかけも必要ではないかなというふうに、質問受けて、改めて認識しました。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

公助よりもまず自助、共助が今後とても大切になってくるというのは、皆さんご承知おきだと思いますので、その辺り、今中道課長がおっしゃってくださったように、自主防災組織自体の運営も、今なかなかちょっと形骸化して、実際に組織は立ち上げてはいるけれども、運営の面については、先ほど福祉課長からも、委員が変わるとか、いろんな問題で、運営自体実際できるのかというところで不安を持たれているところもあると思いますので、自主防災組織内部での確認も必要なので、そういった声掛けも必要でしょうし、あとは、今おっしゃられたように、こういったメニューを行政側からは提供できますよというような、具体的な提案なんかも今後していただけると、地域の方はとても心強いかなと思いますので、進めていっていただければと思います。

自主防災組織に関しては、村からもいろんな助成が出ておりまして、例えば、自主防災組織を結成している行政区、今、村では10行政区というふうに聞いているのですけれども、設立すると、行政区の特別活動交付金ということで、世帯掛ける限度額3,000円の補助というのが行われているというのは、制度を見て私も理解はしているのですけれども、この3,000円の助成について、ちょっと使い方どうなのだろうかということでご意見いただいたので、ちょっとご質問させていただきます。

3,000円というのは、まず、決めた時の年度というのか、何を基準にしているのか。

この制度何年前ぐらいに決めたのかなということ、今、物価も高騰していまして、防災

セットの、例えば通販なんかを見ても、3,000円超えているものがほとんどなのですね。

だから上限3,000円というのが、今のこの状況に即しているかどうかというのについてもちょっと疑問かなというのが一つと、あとは、行政区で希望を取って、これ各世帯に防災グッズを買うための助成だということで、それ以外はあまり使えないというふうに聞いたのですね。

私が住んでいるときわ野行政区の場合は、分譲地が何次何次といって、段階的に増えておりまして、この申請実態は行政区から1回のみというふうな記載があったと思います。

役員さんにちょっとお伺いしたところ、ときわ野の場合は、行政区が立ち上がって、その防災の助成金を受けるまでに、とにかく家が建って行政区の会員さんが増えていくので、その方たちがどれくらい増えるかというのがわからないために、申請をずっと待っていて、10年ぐらい申請を待っていたというふうに聞いたのですね。

ちょっとこれ、防災グッズってすぐに用意しておかなければいけないものなのに、その例えば行政区の実情で、増えたり、あとは転入転出があったりして、入ってきた人が、例えば、使えないということであると、あまりこの制度として運用どうなのだろうというふうに考えました。

できれば、申請を追加でもできる、住民基本台帳の名前を見て、その世帯で助成をしているということでしたので、そこは例えば重複して申請するということとはできないかと思えますので、その状況によっては追加申請が可能になったらいいなというのと、あとは、3,000円の防災グッズ、実際ときわ野の方は10年待っているんで、自分で防災グッズを揃えている方の方がほとんどで、その3,000円、では何に使うのだった時に、できればその行政区で希望を取って、行政区として全体で助成金として使うのか、本当に防災グッズを買うのかということで、何かそこについても選択ができるような形でもいいのではないかなというような意見をいただいたのですけれども、その辺りのお考えいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 防災用品の購入事業の助成の関係ですけども、この制度につきましては、ちょっと正確な年度、今申し上げられないのですけども、以前は、行政区で30万円限度で助成をしておりました。

それで、30万円上限でやっておりましたけども、30万円ではなかなか何をしたらいいのという、当時、そういう声もありましたので、それを見直すことで、1世帯当たり3,000円ということで、使途につきましては、こちらは行政区の方で、例えば、行政区全体で使うものなのか、それとも、本当に1戸1戸に防災グッズを配布するのかなというのは、それ選択は行政区の方に選択できますので、それは従来どおりでよろしいかなというふうに思っています。

それから、先ほど、ときわ野の例でお話ございました。

この制度も、実は5月1日現在の世帯数ということでやるものですから、当時は制度できた時は、ちょっと人の出入りは別といたしまして、ある程度その時点での世帯で一旦一区切りということですけども、ときわ野のような一遍に人が増えるような状況につきましては、運用の部分で追加しても良いのではないかなということで、課内でもそういった協議をしておりましたので、今後その辺のちょっと見直しについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

制度のできた経緯については理解しましたし、今のよう、分譲地なんかは今後、村にどれぐらい増えるかちょっとまだわかりませんが、同じようにして新しく、この分譲地の中で戸数が増えていくということも考えられますので、今おっしゃっていただいたように、その制度も弾力的に運用をお願いしたいというふうに思います。

あとは、今のはちょっと自治行政区とか自主防災組織ということで、共助のお話でした。

自助の方の啓発についてですね。

いろいろ村でも研修会やっていますし、今度、教育委員会の生涯学習講座でも、今からできる災害への備えみたいな研修会もやっていただきますし、あと、議会の方でも、先日、知識の備えということで、災害への平時の備えをどうあるべきかというのを意識を高めていただくとか、そういう研修会なんかは行政の方からすぐできるかなと思うのですけれども、それ以外にも、十勝の一つの自治体では、住民の方の防災意識を高めて、地域の防災力を高める。行政などの防災訓練などにも参加していただくということで、防災士とか地域防災マスターの資格の取得に関して助成を出している自治体がございます。

北海道の方で、今度、生涯学習講座でも来ていただく方、北海道地域防災マスターの方が講演していただくと思うのですけれども、そういう方を道でもどんどん育成していこうということで、地域防災マスター制度というのを道でもつくっているのですけれども、中札内も防災マスターの方、公表できる名簿を見ると12名ぐらいの方がいらっしゃるって、役場の職員の方、消防の関係の方、行政区長の方などで12名いらっしゃるのですけれども、私もこの防災士とか地域防災マスターの名前を聞いたのって結構最近の話でして、その助成をしている自治体に聞いたら、すでに防災士の方は、令和元年からその助成を始めて18名程度、防災マスターの場合は50名程度、もしかしたらもっとたくさんいらっしゃるかもしれないということで、そういう方たちはとても防災に関する意識も高く、いろんな活動に関わってくださっている。

地域の防災力もそういうことで意識の向上が図られているというふうに、自治体の担当者の方に伺いましたので、うちとしても、防災士の資格取得、こういうものがあるよという紹介もさることながら、そういった制度の周知をしながら、助成制度を設ける方法もあるのかなというふうに考えたのですけれども、その辺りのお考えいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 防災マスターの関係の助成ですけども、今現在、村の方で特に検討しているという段階ではございませんけども、そういった動きも出ているということで、今、道の方でも育成の必要性について謳っているということですので、ちょっとそういったものの制度の研究はしてみたいというふうに思います。

ちょっと今すぐ村がどうこうということでは申し上げられませんが、ちょっともう少し研究してみたいと思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

今、ちょうどその防災意識に対して、防災に関して意識が高い人が結構多い時期だと思います。今の時期が。

ですので、鉄は熱いうちに打てではないですが、なるべく防災に関する働きかけというのは、多いに越したことはないので、ちょっとそういったメニューの検討もお願いできればと思います。

最後に、5点目で聞いた防災担当者の人員体制について、もう一度、私も以前、3月に一般質問した時に、人事の組織的な体制についてちょっとお伺いして、防災の担当者について

も触れたのですけれども、全職員の方が災害を自分ごととして捉えて、真の意味で組織横断的な防災体制を構築するという、それが大事だということで、有機的に機能するようなマネジメントというお話でございました。

ちょっとこれを、以前、大和田議員の時もほぼ同じ内容のご答弁でしたので、自分なりにちょっといろいろ考えたのですけれども、ほかの例えば専門職員が置いている9町村ですか。

そこはその専門職を置いているそれらの自治体において、やっぱり実際有事の際には、その担当者以外は関係ないとか、協力体制ができていないというわけではないと思うのですよね。

そういう専任の方がいらっしゃるところも、もちろんいろんな課が協力体制で横につながって、防災に対应当たっていると思いますので、私の考え方としては、その全庁的な協力体制が前提にあって、その防災対策が構築された上で、専任もしくはそういう担当の人員が多い場合の方がプラスとなって強化が行われるのではないかと。

その必要性が大きいから人員を配置してほしいという、そういう希望です。

何でしょうか、やはり村民一人ひとりの命に関わることでありますので、防災担当所管である総務課の総務グループに、例えばですけれども、グループ長である管理職を配置する。

そういった体制を整えることが、以前、北海道から補佐職で入っていただいた体制ありましたけれども、やっぱりあの体制にやっぱり戻した方が私はいいいのではないかと。

いろんな考え方あると思いますけれども、やっぱり管理職、なぜその管理職の方がそういう担当として相応しいかというのは、もちろん専門知識があるということも必要ですけれども、管理職の方というのは村に長く住んで、長年の行政経験から、村の例えば地形であるとか、町の発展状況であるとか、地域ごとの状況であるとか、あとは行政体制について知識が豊富で、防災もそうですけど村の専門家というふうに考えているのですよね。

そこに防災の専門知識を取り入れていって、体制を整える。

あとは管理職の方がいることによって、やっぱり人材を育てる立場としては適任ではないかというふうに私としては考えております。

今の人員体制で業務は十分回っているのかもしれませんが、防災体制にも特に問題はないのかなというふうに思うのですけれども、やはりもう少し強化について積極的に取り組んでいただくような姿勢が私は見たいなと思って、今回、再度同じような質問をさせていただきましたが、それに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 防災担当の配置についてであります。

前回、大和田議員が質問された内容と同じような内容、その時も答弁したの私がしていたと思います。

あくまでも全体的な人員の配置ということもありますから、今木村議員が言われたように、総務グループにグループ長として配置するというのも当然一つの考え方ですし、過去においては、道から派遣をいただいて、確か3年間配置をしていたと。

そういったところに戻すということになれば、それなりの組織体制が必要だと。

人員が余剰しているわけでは絶対的にありませんので、そのことはご承知おきかなというふうに思います。

誰もがその管理職になるかというのは、やっぱりその人選をした上で、その役職も決めることになりますから、そう簡単に右から左へというわけにはいかないわけであります。

そんな中で、今現状は、総務課長を筆頭に対策本部を設置した時は、本部長は村長ですし、

副本部長は私と教育長ということになりますから、本部機能を動かす、そういった役割を、言ってみればチームとして動かしていくというのが基本的なスタンスだと。

例えば、今、ご質問等にありましたとおり、様々な支援制度、どんどん勉強して、そういったものを取り入れたらどうだというのも、もし専任の職員がいれば、それができるかどうかというのも情報を収集するアンテナを、一人がアンテナを張るのではなくて、当然のように、関わる職員がアンテナを開いて情報を収集すれば、それの方が集まりやすいと。

どここの町でそういう専門員、例えば、冬期の研修をやる、そういった情報を得ることがまず大事なのではないかと。

結果的に、専任の職員ではないけれども、管理職を配置するという方向にまでいけばいいですけど、それは今の段階では、さすがにちょっとまだお応えできないかなというふうに思います。

そんな中でやるとすれば、総務課長には、大変な任を担っていただくことになりますけれども、関わる周りの職員がそれをフォローする形で、今運営していくという方向で、今は進んでいるところでございます。

絶対そこに、例えば、グループ長を置かないと言い切っているわけではありませんので、そういった場合については、総務課長を補佐する管理職として、当然防災にも当然関わるだろうと。

ただ、その時に、専任ということにはやっぱりならないかなというふうには思います。

広範な業務はやっぱりありますので、各課。

それを考えたら、やっぱり兼務とまではいかなくても、業務的には兼務でしょうね。

そういった役割を担った管理職をとというのが、未来永劫置かないという考え方を持っているわけではないということでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

やっぱり専門ってなると、その業務だけってなるとやっぱり、先ほど副村長もおっしゃったように、なかなか難しいのかなというふうに思いますので、兼務でもやはり管理職の方にいていただくということの重みですとか、あとは包括的に例えば計画を立てることができるですとか、いろんなメリットあると思いますので。

未来永劫置かないわけではないというご答弁でしたので、前向きに検討していただければと思います。

幾つかこういう提案、私もさせていただきましたけれども、防災対策推進していくためには、やっぱり人の力がすごく大事でして、各課の協力体制も必要ですし、やっぱりそういう専門的な知見を持った方に協力していただくことですとか、あとはやっぱり、圧倒的に人員の数も影響してくるかなと思いますので、やっぱり今一度考えていただければと思います。

最後に、防災体制の充実の強化を図って、地域そして村全体の防災力を高めていくためにということで、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 様々、ご質問いただきましてありがとうございます。

恐らく、木村議員も質問しながら、我々も答えながら感じているところではありますけれども、防災、いわゆる災害、質問にもあったとおり、激甚化、頻発化、多様化しております。

特に近年は本当に地震、プレートの動きが様々な影響、恐らく東日本大震災を契機として、様々な、いろんなプレートに影響を与えて、地層に与えて、断層に影響を与えて、今のよう

な状態になっております。

さらに言えば、地球温暖化が進んで、猛暑であったり、大風であったり、大雨であったり、スコールであったりというようなことが、本当に日本、我が国において多様に襲ってくるような時代になったということを、近年特に痛感しております。

本当に災害が多様化している。そして、被災地によってもその災害の状況は違います。

地理的条件、地質的条件、様々な影響が絡んで、能登のような地震がほかでも起きるかという、なかなかそうでもないということもありますし、被災される人の生活によっても、そのサポートというのは様々変わってきます。

本当に幅広い知見、幅広い経験、そして、人の力を合わせて対応していかなければいけないということで、非常に難しいことではあるのですが、先ほど、専任職員を置く置かないという話も含めて、やはりこれは、災害起きたら、それは役場組織挙げて対応するわけではあるのですが、日ごろからのマインドセットというか、日ごろから災害は全職員の最重要ミッションなのだというのをしっかりと浸透させるということがすごく重要だというふうに思っております。

その上では、管理職であるのか、主事であるのか、主査であるのかというのは、僕は正直言うとあまり関係がなくて、基本的に仕事を回す人間というのは担当者として必要ですが、管理職であれば当然全員が最高責任者であるというような認識で臨んでいただきたいですし、その後に続く職員たちも、当然そのような気持ちを持って、一人ひとりが様々な経験と知見を収集して、積み重ねて、そして、この役場の防災力というのを向上していきたい。

我々がそういう姿勢を示し続ければ、必ず住民の方々にも伝わっていく。

それはすぐではないかもしれませんが、地道にそういったことを重ねていくことが必要であるというふうに思っております。

なので、まず、役場組織として、1チームとしてのマインドセットするということと、今やっていることをこつこつブラッシュアップして良い事業にしていく。

そういったことを積み重ねていく中で、中札内村の防災力というのを高めていければいいなというふうに思いますので、これからも、いろいろな、大和田議員にも過去に質問いただいていますし、木村議員にも今回質問いただいております。

そのたびに、我々としても、非常にいろんな知識を吸収して、自分たちの課題を発見していけておりますので、これからもこのような議論を、提言をどんどんしていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

今回質問で本村の防災対策の現状について確認し、行政側としても、いろいろ工夫してブラッシュアップして進んでいるということは理解はできました。

意識の持ち方ですね。

全庁的に防災に対してきちんとした認識を持って対応するというのも、住民の方にもついてくるということでしたので、やっぱり行政の方がやっている姿勢を見てというのわかるのですが、できるだけやっぱり、自助のところでも、共助のところでも、もう一步、行政の方から働きかけて、意識高揚を図っていただきたいと思いますし、地域の安全とやっぱり住民の命を守るために、今後も防災力の強化に積極的に取り組んでいただくことを切に願っております。

ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの質問は終わらせていた

できます。

ありがとうございました。

○議長（中井康雄君） それでは、若干時間的に早い時間ではございますけれども、ちょうど区切りでございますので、昼からは大和田議員からの質問からに入らせていただきます。

では、休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

それでは、一般質問、次、3番大和田議員、お願いいたします。

○3番（大和田彰子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

キッチンスタジオと併用での現改善センターの活用について、お聞きいたします。

キッチンスタジオの指定管理者が決まり、オープンに向けて準備が進んでいることと思いますが、今後、改善センターと併用して施設を運営していくことにあたって、次のことについて伺います。

①1階のフロアについて。

基本構想案では、誰もが気軽に利用できる場として、サロンスペースと休憩スペースの整備や、社協主催の給食交流会での50名収容可能なスペースの整備、また、チャレンジショップなど販売可能なスペースも検討されるなどの構想が立てられておりました。

その内容は今も変わっていないのか伺います。

また、工事着工や供用開始時期はいつごろを予定されているのか伺います。

次に、給食配膳のコンテナを運ぶにあたり、渡り廊下から入る壁を取り除くことで広々と利用できるのではないかと考えますが、構造上それは可能なのか伺います。

また、現在保管しているカントリープラザからの調理機材は今後どうされる予定なのか伺います。

次に、②施設の管理体制と1階各部屋の活用についてです。

現在、改善センターには管理人が常駐していますが、今後、2つの施設の管理体制はどのようなになるのか伺います。

次に、正面入り口左側奥の会議室は、麻雀教室や会議等に利用されていますが、その横の休憩室や倉庫は入れない部屋となっており、部屋面積もあり日当たりも良いのに使われておりません。

現在、村が貸出している部屋の施設は複数あるものの、主に文化創造センターまたは庁舎の会議室利用が多く、予約が埋まっていることもしばしばあります。

今後、休憩室や倉庫を多目的に使用できる部屋として活用される予定はないのか伺います。

③小中学生の居場所の活用について。

先日、住民との意見交換会の中で、子どもの居場所がないという意見がでました。

現在、文化創造センターラウンジ周辺では、小中学生がお弁当を食べたり、宿題をしたり、

おしゃべり等で賑わっております。

学校帰り、習いごとの待ち時間をそこで過ごしたり、土日も待ち合わせをするなど活用されていると感じております。

特に冬場は外で遊ぶ場所もなく、児童館も自由に利用できることになっているものの、児童クラブに入所している児童が主体で使われています。

改善センター内に子どもたちがゆっくりと過ごせる場所があったら助かるとの声があがっております。

福祉交流拠点として重点を置いていましたが、子どもや学生の居場所のひとつとしても気軽に利用できる施設と認識してよいのか伺います。

また、学生から大人まで、落ち着いた場所で学習するなどのワークスペースを2階に新たに設置する計画はあるのかお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） それでは、答弁を求めます。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 令和6年5月以降に供用開始予定のまちなかキッチンスタジオと併設する農村環境改善センターの活用についてですが、指定管理者によりキッチンスタジオと一体的な管理運営を行うための準備を進めております。

1点目の改善センター1階の旧事務所スペースについては、基本構想でお示ししたとおり、誰もが自由に利用していただけるサロン、休憩スペースとして運用する考えであります。

移動の容易な椅子や机等の導入により汎用性を持たせ、小、中規模の人数による介護、健康教室、福祉イベントから大人数となる給食交流会まで、様々な用途に利用できるようにいたします。

なお、基本構想の中では、チャレンジショップなどの利用にも言及しておりますが、今後稼働するキッチンスタジオの状況などを踏まえ、指定管理者とも協議しながら方向性を引き続き検討してまいります。

1階フロアの内部改修についてですが、サロン、休憩スペースとして運用する部屋は長年、事務所として使われ、汚れ等が目立つことから、令和6年度において仕切りとして使用されてきたシャッターの撤去を行うとともに、床、内壁、天井の修繕等を行う予定であります。

5月中の工事着工と9月中の供用開始を想定しております。

なお、渡り廊下を抜けたところにある壁は、耐震基準確保の関係上、撤去ができませんので、ご理解願います。

また、カントリープラザで使用していた各種調理機器は、老朽化等により再利用が難しく、新年度での公売や廃棄を予定しております。

続いて2点目のご質問にお答えいたします。

まず、改善センターとまちなかキッチンスタジオの管理については冒頭に述べたとおりですが、指定管理者のメインオフィスは改善センターの現管理人室とし、キッチンスタジオの利用に応じて適時人員を施設に配置する方向で準備、調整を進めております。

また、現在貸し出していない1階各部屋の今後の利用について、これまで書庫としてきた倉庫スペースは、指定管理者の物品保管庫や社会福祉協議会のフードバンク事業拡充に伴う食料保管庫として利用する方向であること、また、その横の和室スペースも4畳半程の広さしかないことから、いずれも一般の貸出は予定しておりません。

ただ、災害時避難所として開設した際には、避難者受入スペースや緊急時の休息スペース等として臨機応変に活用できるものと考えております。

改善センターについては、2階の営農実習室や生活改善研修室の利用頻度が多くないこ

とから、施設全体を有効活用していただければと考えているところであります。

3点目のご質問についてですが、基本構想から誰もが気軽に利用できるような場として整備するとの方向性を示してまいりましたので、小中学生の皆さんにもご利用いただきやすいように、まずはW i - F i等のインターネット環境を整備いたします。

なお、2階にワークスペースを新設することについては、今のところ検討しておりません。

新年度は指定管理者にとって業務初年度であり、キッチンスタジオとの一体的な運営を含めてどのような課題が出てくるのか見通せない部分が多々あるため、まずは両施設の安定管理を目指します。

今後、状況を精査し、住民のご意見も伺いながら、改善センターの有効活用を模索してまいります。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは、再質問をさせていただきます。

①②③とありますけれども、合わせて再質問させていただきますが、1階フロアの内部改修ですね、これは床、内壁、それから天井の修繕をされる。そして、仕切りとして使っておりましたシャッターの撤去ということで理解できました。

また、工事着工に関しては5月中、そして供用開始が大体9月中旬を想定されるということでした。

ぜひ、内装がリニューアルされるということで期待したいところでございます。

次に、渡り廊下の抜けたところの壁ですね。

そこも耐震基準という関係で撤去ができないということを理解いたしました。

次に、調理器具類ですね。

これ、カントリープラザで使用していた調理器具が、現在、フロア半分近くにかなり今ありますね。

そこがどの程度キッチンスタジオで使われていったのはどんな調理器具なのか。

また、ほとんどは老朽化ということでありましたけれども、調理台などは再利用されるのに大事かなって思っております。

公売予定だということでありましたけれども、これをもう少し具体的に、どういった方法で公売されるのかとか、キッチンスタジオに移動して使ったものは何かとか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、ただいま大和田議員が質問にありました、今現在保管しているといいますか、使われていない器具の分ですけれども、カントリープラザから移動してきた際に、一部は使えるものは使うということで、すでにキッチンスタジオの方の加工調理室の方に配置しておりまして、それ以外、やはりちょっと古くなって使い勝手が悪いというものもございますので、基本的には大部分、新しく、今回、回転釜等も踏まえて更新をしているところでございます。

現在、改善センターに保管している機器については、当然、もうすでに配置の方は終わっておりますので、今後、新しいキッチンスタジオでは使用しない機器という形になるのですが、こちらの方につきましては、まだちょっと具体的な方法はまだ定めてはおりませんけれども、新年度に入ってから、何らかの公売という形で、村民ですとか、あるいは広く募って、使えるものは売却という形にしていきたいというふうに思っておりますし、使えないものにつきましては、当然、破棄という形で整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3 番大和田議員。

○3 番（大和田彰子君） わかりました。

ぜひ、限りある資源でございますので、再利用、リユースの部分も含めて、そういう思いで、今後、その公売も含め、していただきたいと思います。

それでは、次に、2つの施設の管理体制のことですけれども、改善センターの今ある管理人室が指定管理者のメインオフィスということになるとお聞きしました。

そしてキッチンスタジオの方は、利用に応じて人員を配置して調整していくということでしたね。

広報3月号にも書かれておりましたけれども、加工室や調理室使用の場合、ちょっと金額のことですが、1時間300円ということで理解しました。

しばらくは、オープン当初はふらっと、調理室などは使いませんが、立ち寄って見学に来る人もいますけれども、そういう方の料金というのはどういうふうになるのかお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど大和田議員がおっしゃったとおり、管理者のメインの事務所は改善センターとなっています。

ただ、これまでも住民説明会等でもお話してきたとおり、キッチンスタジオ側の食事スペースといいますか、入って正面側なのですけれども、そういったところはこれまでも一般の方に開放するというような考え方で説明も行ってきていますので、レンタルキッチンスペースと加工調理室、こちらの方を利用する際は、当然料金は発生するかなというふうに思っておりますけれども、食事スペースは開放スペースという形になりますので、レンタルキッチンが入っていない時であれば、例えば、そういったところで食事をするのは可能というふうに思っておりますし、その利用に対して料金の設定はないというところでございます。

したがって、見学等も当然可能というふうになっております。

○議長（中井康雄君） 3 番大和田議員。

○3 番（大和田彰子君） わかりました。

次に、改善センターの正面入口の左側奥の使われていない部屋のことについて質問したのですけれども、そこが指定管理者の物品倉庫に使用したり、また、社協のフードバンク事業ですか、その食品保管庫ということも考えているという話を聞いて、来年度、地域食堂は年4回ですか、とりあえず6月にスタートするという点も聞いておりますので、そこはとても良い事業だと考えていますので、ぜひ、そういった保管倉庫に活用していただきたいと思います。

さらに2階の左側に上がったところの部屋にも、確かにあったなって思って、そういうところも大いに、知らない住民も多いと思いますけれども、そこら辺も周知もできたら助かるのではないかなって思っております。

それで、次に、当初、この改善センターの利活用については、福祉交流拠点として重点を置いていました。

当初ですね。

それをいろいろ振り返りました。

すると、さつき荘の閉鎖により、高齢者の活動の場がなくなり、各公共施設に分散されました。

そして、さらに新型コロナにより活動も制限されて、それぞれのサークルは場所を変えたりしながら何とか続けて来て、今現在で落ち着いております。

例えば、まる元教室などは改善センターのフロアも使っていることもありましたが、今、保健センターに落ち着いて活動されております。

また、麻雀教室は改善センター1階奥の会議室がとてもスペース的に良いということで、そこで住民の方々、満足して使われております。

また、ふまねっとなども体育館の軽運動室ですか、そこもすごく良い、ちょうど良い場所になっていまして、そこも皆さん喜んで使われております。

社協主催のふれあいサロンってあるのですけども、それも今、保健センターの和室でちょうどそこでポッチャやったり、ちょっとした軽食したりして、ちょうど良い雰囲気になって、楽しくそこで活動されているという実態があって、それぞれの活動拠点で今落ち着いているところです。

そうすると、これから改善センターフロアは、これから使っていきたい団体は何かになってちょっと考えました。

そうすると、一番は社協の月1回の給食交流会。

これは産業課の方々も本当に考えていただいて、この月1回の給食交流会というのは、70歳以上の一人暮らしの方々を対象にされていて、多い時で50名ほど参加しています。

先月も私もちょっとお手伝いに行ったら、本当に50名いるのだなっていうことがわかりました。

その50名はキッチンスタジオの方には入り切らないということもわかっております。

キッチンスタジオは24名しか椅子がないということがわかっておりまして、この50名は改善センターのフロアを使って、机を並べて、そこに料理を運ぶというふうに、打ち合わせて落ち着いているのかなって思っております。

そのほかにどんな団体が使うのかなと考えました。

そうすると、今後、先ほど言った地域食堂、3ヶ月ごと。

それはキッチンスタジオを使う可能性もある。

そこはまだ不明ですが。

あと、その他の団体、少人数で打ち合わせ等や、使う。

それからふらっと来る人。

くるくる号で下車、今度、くるくる号がまわりますので、くるくる号で下車して、そこでお茶飲んだり、お友だちとおしゃべりを楽しみにして来る人。

ここが誰でもが気軽に立ち寄れる場ですから、そこは多いに大事にしたいと思っています。

そして、子どもの居場所として利用したい、親子ですね。

管理人もいらっしゃるし、大人もいるということで、安心した場所になるのではないかなって考えました。

それで、フリースペースとしていろいろな福祉イベントとかそういうのに対応できるようにしますということで、可動式の椅子とかそういうのも何か用意されているって言いましてけれども、ここの一番の給食交流会、月1回の。

これが50名入るということで、あのスペースに50名入る、十分余裕があるのではないかなってちょっと考えているのですよね。

全部がフロアにするのではなくて。

先ほど言ったように、ちょっとした少人数が座れるような椅子、ソファ、テーブル。

最初に改善センターの活用構想案というのが最初に出ていたのですけど、その時には、ソファとテーブルを置いた休憩スペースというのは写真で見えていたのですけど、あれ良い

なってずっと思っていました。

それと、ワークスペースですね。

それにプラスワークスペース。

これはやはり子どもの居場所を確保する意味でも、ワークスペースもつくっていただきたいって思っておりますが、その移動できる椅子とか机というのは、一体どういうものなのか。

それらを含めて、もう少し具体的に説明していただけたらと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど、村長の答弁の中にも、1階のフロアにつきましては、ある程度汎用性を持たせて、可動式の机ですとか椅子を配置したいということで答弁の方をさせていただいたところですが、村として今考えているのは、会議用のテーブルをただ並べるのではなくて、例えば、役場庁舎もそうですけども、カウンター前にちょっと腰掛けて打ち合わせができるような椅子とテーブルが置いているかと思っておりますけども、村としては、今そういったイメージのテーブル、机を配置して、気軽にそこでちょっと腰掛けて歓談ができる、あるいはちょっとした食事でもできるみたいなイメージを取っています。

したがって、庁舎の、改善センター2階等にある会議室のような長テーブルを配置するという考えでは今のところないということです。

当初は、大和田議員もおっしゃったとおり、あそこにソファですとかそういったテレビもという、そういったちょっとくつろげる空間もという想定で村としては考えたところではありますけども、やはりいろんな話を聞く中で、村民も含めて聞く中で、あそこのスペース、確かに、今それぞれの場所に落ちて活用されているというところではありますけども、例えば、場所がない時には、例えば、介護教室ですとか、そういったものも、今は保健センターの方に戻られてやっているようですけども、あるいは、会場の選択肢の一つとしては、改善センターもあると思いますし、それぞれ、さつき荘がなくなった段階で、それぞれの場所に落ちている各イベントといいますか、各種サークル活動みたいなものも、場合によっては改善センターの方が利用勝手が良いということであれば、当然今後、それは各団体の判断にはなりますけども、改善センターで利用していただくことも可能だというふうに思っておりますので、そういった意味で改善センターの1階については、ある程度汎用性を持たせて、給食交流会の多数利用以外にも利用できるようにということで、ある程度机、椅子については可動できるものを配置したいというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 汎用性を持たせた机、椅子を導入ということで聞きました。

給食交流会だけのために、あそこの両方のフロアを本当に可動性のある椅子、ワーッと広げることが一番選択肢としていいのか。

それとも、日ごろからいろんな住民が来ることに対して、すぐ座れるような、先ほど言いました役場庁舎にある四角いテーブルですね。

あれを何個置くのかわかりませんが、私がやっぱり一番希望しているのは、気楽に来れる、安心してそこで憩える場が、そういう雰囲気であってほしいということが一番の前提ですので、そこはまちなか賑わいづくりの目的でもありますから、ぜひ、そこを念頭に置いて考えていただきたいと思います。

それで、最後なんですけども、そういった意味でも、誰もが気楽に立ち寄れる場所。

そして、そこにはコミュニケーションも生まれるという場所になれるように。

それと同時に、コミュニケーションするということは、飲み物があるとその時間を楽しむ

ことができると思います。

残念ながら、そんな喫茶コーナーはありませんので、自販機ですね、カップ式の。

自動販売機が、設置がされていれば、ちょっとそこで飲んで、コミュニケーションしたり、大事なアイテムの一つかなと。

行っても何も、お茶もないというよりは、そういった自動販売機が設置されるととても良いなということを思っておりますが、その辺はどう考えているか伺います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 改善センターの方にも過去には自動販売機、実は2種類設置していたのですが、設置につきましては、あくまでも業者さんが設置するということがございます。

改善センターから事務所がなくなった段階で、やはり利用頻度が落ちたというところもあって、1台、自動販売機がなくなりまして、今現在1台しか改善センターの方には設置していないという状況です。

自動販売機の設置につきましては、あくまでも業者さんがやはり設置して、そこで一定の利益といいますか、やっぱりそういうものがないとなかなか設置と維持までは結びつかないのかなというふうには思っているところです。

ただ、今回、施設ができますので、例えば、業者に、設置される、されないは業者さんの判断という形になるかもしれないですけども、そういった設置がここはできますよみたいな呼び掛け等は業者にもできるのかなというふうには思っています。

ただ、何回も繰り返しにもなりますけども、設置の判断につきましては、あくまでも業者さんという形になるというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 設置の判断ですね。

それはその設置場所の条件というのもいろいろあるというのは、私も調べてわかりましたけれども、また、利用頻度が少なければ、回収ということもあると言いましたけども、そういう後ろ向きな考えでいると、なかなか、さらにまたそこも利用されない、行っても何も飲み物もないって。

設置してみないとわからないことだと思いますので、やはりボタン押すだけで自動的にコーヒーが抽出される便利なサービスということで、役場庁舎にもありますけれども、そういったリフレッシュの場として必要と考えております。

自販機を設置することで、そういった自販機ですね、カップ式の。

自然と会話の場所が生まれるのではないかと。

そこに行ったら飲み物もあるというふうに、住民はそこでお茶、コーヒーでも何か飲んでくるかっていう、そこでおしゃべりしましょうという、そういう賑わいづくりのためにも、ぜひ設置をお願いしたいと思います。

あその場所でしたら、十分可能だと考えますが。

そこは役場さんの考え、自治体の考えですけども、そこには住民の憩いの場にするための必要経費と見るか。

それとも余分な費用と見るかって、そこは厳しくちょっと言いましたけど、ぜひ検討してみてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 原則は先ほど述べたとおりです。

ただ、大和田議員がおっしゃるとおり、やはり我々も改善センター、キッチンスタジオ含

めて多くの方に利用していただきたい、今後ですね、利用していただきたいという思いは一緒ですので、その部分、例えば、業者への働きかけですとか、あるいは、今後、指定管理者が管理していく形になりますので、例えば、指定管理者の方でそういったものが設置できるかも含めて、そこは考えて、今後ちょっと前向きにも検討していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） ありがとうございます。

公約の中でも、みんなが主役のまちづくりということで、ぜひ、利用者目線で取り入れていただきたい。

そして、まちなか賑わいづくりが実現できるように、そういうような施設になっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日9日から11日までの3日間は休会とし、12日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日9日から11日までの3日間は休会とし、12日午前10時から本会議を再開することを決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時31分